

沼田町地域おこし協力隊（まちづくり支援員）募集要綱

沼田町は、北海道のほぼ中央、空知管内の北西部に位置し、農業を基幹産業として、清流にはホテルが飛び交う自然豊かなまちです。

しかしながら、沼田町においても、北海道内の他市町と同様に、少子高齢化による人口減少が進み、独居老人世帯の増加や農村部においては高齢者世帯のみの集落が存在するなど、日常生活や様々な活動に支障や停滞が生じてきている状況も見られます。

このため、将来にわたり住み良い、持続可能なまちづくりを進めていくためには、地域外の人材を積極的に受け入れることにより、地域や集落の活性化と、安心して暮らしやすいまちづくりに向けた新たな展開を期待しております。

1. 募集人員

- ・地域おこし協力隊（まちづくり支援員） 1名

2. 活動概要

次に掲げる活動に従事していただきます。

- ① (株)まちづくりぬまたの業務支援
 - ・地域商社化に向けた活動
 - ・地場産品の商品開発、販路づくり
 - ・デジタルマーケティング、ECサイトの取り組みなど
- ② 活動期間終了後に沼田町内での起業・就業に結び付く活動

3. 募集対象

次の各号のすべてに該当する方

- ① 心身ともに健康で、学歴、既婚、未婚は不問
- ② 都市地域（過疎等地域以外）に居住し、採用時点で沼田町に住民票を異動する方
- ③ 地域住民と協力しながら地域活動に取り組める方
- ④ 普通自動車運転免許証を取得している方
- ⑤ WEB、SNS等で活動等を発信できる方
- ⑥ 活動期間終了後に沼田町内において、起業・就業して定住する意欲のある方

4. 活動場所

- ・沼田町内全域
- 事務所は、まちなかほっとタウン内のまちづくりぬまた

5. 活動時間等

- ・週5日間活動、1週間当たり37時間30分（1日7時間30分）を基本とします。ただし、活動の時間等については、季節や活動内容等により変動する場合があります。

6. 任用形態・期間

- ・任用は沼田町の会計年度任用職員（パートタイム）として沼田町長が任用します。
- ・期間は任用の日から年度末までとしますが、基本的には3年間の任用です。
（但し、毎年度末（3月末）に次年度の継続雇用について判断させていただきます。）

7. 報酬等

- ・月 額 180,870 円
- ・期末手当 月額2.4月分（令和5年度）の額を6月（1.2月分）と12月（1.2月分）に支給。但し、任用月数が6ヵ月未満の場合、月数に応じ減額されます。
（共済組合負担金（健康保険含）、雇用保険料の本人負担分及び所得税が差し引かれます。）

8. 待遇・福利厚生

- ・市町村職員共済組合等（厚生年金・健康保険・雇用保険）に加入いただきます。
- ・活動中の住居は町が用意します。
（家賃を町で助成します。生活備品等は各自でご持参下さい。）
- ・活動車両は自家用車（自己名義で、所有若しくはリース・任意保険加入済）を持ち込み下さい。
月額15,000円を借上料と燃料費として支給します。
（車両をお持ちではない場合は、ご相談ください。）
- ・通信連絡費（パソコン等借上料及び通信費）として、月額5,000円を支給します。

9. 休日・休暇

- ・週休2日（活動地の規則に準じていただきますが、活動内容に応じて調整します。）
- ・休日に勤務する場合があります。この場合、振替対応となります。

10. 沼田町地域おこし協力隊員の活動状況

- ・下記 Facebook のリンクにて、沼田町地域おこし協力隊員の様子をお届けしております。
<https://www.facebook.com/NumataReactivator/>